

仕様書

1 件名

令和8年度 千葉労働局官用車 繼続検査・定期点検・車両整備等単価契約

2 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 対象車両

別紙1「対象車両等一覧表」（以下「車両一覧表」という。）に記載のとおり。

※対象車両は予定であり、令和8年度中に官用車を更新又は廃止し、対象となる車両数が変動することがある。

4 契約内容

契約業者は、別紙2「対象車両保管場所一覧表」（以下「保管場所一覧表」という。）に記載された各庁舎の庶務担当職員と日程調整の上、該当庁舎から車両を取り、継続検査・定期点検を実施し、原則翌日の17時までに納車すること。ただし、部品、消耗品の交換及び補充、修理等の整備が必要であると判断され納車までに日数を要する場合は、庶務担当職員と事前協議を行い承認された場合は、納車日の延長が可能となる。

なお、継続検査・定期点検以外の整備（消耗部品の交換等）については、車両一覧表に予定項目を明示するがあくまで交換見込みの消耗部品という扱いであるため、交換の必要があると判断した場合のみ交換等を行うこと。このため、請負者は点検を実施した結果、予定項目以外の整備が必要であると判断した場合は、契約担当者に連絡の上、指示を受けるものとする。

また、車両一覧表に記載の無い項目（単価契約外の項目）の整備が必要である場合は、別途見積書を徵し見積内容を確認の上、別途発注を行うものとするため、作業前に契約担当者に連絡し承認を受けてから整備等を行うこと。

（1）定期点検

道路運送車両法（昭和26年法律第185号、以下「法」という。）第48条に基づく自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号、以下「点検基準」という。）第2条第3号及び第4号において規定する別表第5及び別表第6において指定される月ごとに点検を行うこととされている全ての点検項目。

（2）継続検査

法第62条に定める継続検査のうち、法第3章に規定する保安基準（昭和26年運輸省令第67号、以下「保安基準」という。）に適合するか否かについて、法第74条の2に定める自動車検査独立行政法人及び法第94条の2ほかに規定する指定自動車整備事業者における点検並びに自動車検査員の証明を得ること。

（3）車両一覧表における留意事項

① 継続検査については、自動車検査証の交付に係る事務手続きの代行手数料を含むものとす

る。

- ② 定期点検については、引取・納車代金を含むものとする。
- ③ 一覧表に掲げる消耗品等（油類含む。）の交換については、消耗品等の本体価格のほか、交換等に係る工賃を含むものとする。また、特に定めが無い限り使用済み消耗品等（油類を含む。）の処分費用を含むものとする。
- ④ タイヤ交換、バッテリー交換、パンク修理等突発的に修理が必要になるものについては、必要都度発注することとするので、これに対応すること。
- ⑤ タイヤ交換については、エアバルブも同時に交換し組替・バランス調整、廃タイヤ料、その他技術料等を全て含めた金額とする。
- ⑥ 出張バッテリー交換については、定期点検のために対象車両が入庫中以外の際にバッテリー交換が必要となった場合で、主として対象車両の所属先まで出向き、バッテリー交換を行うこと。
出張バッテリー交換料は廃バッテリー料、出張料、その他技術料等を全て含めた金額とする。
- ⑦ パンク修理については、修理に必要な部材、その他技術料等を全て含めた金額とする。
なお、パンク修理は自走し契約店舗へ持ち込むものとする。

(4) 法定費用

自賠責保険料及び自動車重量税については、請負者にて立替払いを行い後日、点検費用と共に請求すること。なお、当該費用については、入札金額に含めない。また、自動車検査登録印紙代については、法102条により免除されるので留意すること。

(5) 経費の請求

車両ごとに、ア. 点検整備料（単価契約分）、イ. 自賠責保険料、ウ. 自動車重量税、エ. 別途見積書を徴取した単価契約外項目（実施した場合のみ）に分けて請求すること。

また、支払いは継続検査・定期点検作業終了後、千葉労働局検査職員による検査を行った後、適法な請求書を受理してから30日以内に契約業者指定の口座に振込むこととする。

(6) その他

- ① 車検の発注時期については原則、対象車両の車検有効期限の二ヶ月前より日程調整を行った上で発注することとする。
また、法定12ヶ月点検の発注時期については、前回の車検日より1年を経過した月頃（登録後3年を経過していない車両は登録月前後）に日程調整を行った上で発注することとする。
- ② 点検等の実施に際しては、事前に別紙3「車両検査・点検・整備等実施予定報告書」を使用し、交換を行う消耗品等の項目、数量等をFAXにて報告し契約担当者の承認を得ること。
- ③ 点検等の終了後、定期点検整備記録簿、自動車検査証、自動車損害賠償責任保険証明書の写しを所属担当者に提出すること。
- ④ パンク修理等緊急に修理が必要となった場合、自走により契約店舗に持ち込むことから、
各官署から25km以内の距離に修理可能な店舗を有すること。
- ⑤ 仕様書 別紙1に記載のとおり、年度途中に更新予定の車両があるため、当該車両を更新した場合、早急に受託者へ通知することとし、契約の履行対象から除外する。
- ⑥ その他、本仕様書に定めのない事項については、契約担当者と協議の上、決定することとする。

(7) 再委託について

委託内容を再委託する場合は、次のとおり取扱うものとする。

- ① 業務実施に当たり、委託業務の全部を第三者「子会社（会社法第 2 条に規定する子会社をいう。）を含む。」に委託することはできない。
- ② 業務の一部について再委託する場合には、受託者はあらかじめ再委託先の相手方の名称及び所在地、再委託する業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について、様式 1 「再委託承認申請書」を作成し、千葉労働局 総務部総務課 会計第二係へ申請し、承認を得ること。ただし、当該再委託金額が 50 万円未満のときはこの限りではない。
- ③ 再委託先からさらに第三者に委託が行われる場合は、履行体制を把握するために、当該第三者の名称及び所在地、委託をする業務の範囲等を記載した様式 3 「履行体制図」を提出すること。
- ④ 再委託又は履行体制に変更があるときは、様式 2 「再委託に係る変更承認申請書」、様式 4 「履行体制図変更届出書」を速やかに提出し了承を得ること。
- ⑤ 原則として、契約金額の 2 分の 1 以上の再委託は承認しないこととする。
- ⑥ 再委託を行う場合、その最終的な責任は受託者が負うこと。

(8) 契約担当者

千葉労働局 総務部総務課 会計第二係 神河（かみかわ）
〒260-8612 千葉市中央区中央 4-11-1 千葉第 2 地方合同庁舎 2 階
電話：043-221-4311 メール：kamikawa-masahiko@mhlw.go.jp

対象車両等一覧表

・令和8年度中に一部の車両をリース車両へと交換する予定である。なお、交換対象車及び交換時期が確定次第、契約業者に通知する。

- ・車検有効期限は、契約締結予定日となる令和8年4月1日時点の情報である。
車両登録は、契約締結時に進行する。

- ・車両番号は、契約締結時に通知する。

対象車両保管場所一覧表

名称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
千葉労働局	260-8612	千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎2階	043-221-4311	043-221-2305
千葉労働基準監督署	260-8506	千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎3階	043-308-0670	043-221-4333
船橋労働基準監督署	273-0022	船橋市海神町2-3-13	047-431-0181(☆)	047-433-7702
柏労働基準監督署	277-0021	柏市中央町3-2 TLR柏ビル3階	04-7163-0245(☆)	04-7163-8103
銚子労働基準監督署	288-0041	銚子市中央町8-16 銚子労働総合庁舎4階	0479-22-8100	0479-22-6704
木更津労働基準監督署	292-0831	木更津市富士見2-4-14 木更津地方合同庁舎3階	0438-80-2828	0438-22-7006
茂原労働基準監督署	297-0018	茂原市萩原町3-20-3	0475-22-4551	0475-25-5407
成田労働基準監督署	286-0134	成田市東和田553-4	0476-22-5666	0476-24-2608
東金労働基準監督署	283-0005	東金市田間65	0475-52-4358	0475-52-0809
館山公共職業安定所	294-0047	館山市八幡815-2	0470-22-2236	0470-22-2241
佐原公共職業安定所	287-0002	香取市北1-3-2	0478-55-1132	0478-55-1262
茂原公共職業安定所	297-0078	茂原市高師台1-5-1 茂原地方合同庁舎1階	0475-25-8609	0475-22-3794
茂原公共職業安定所いすみ出張所	298-0004	いすみ市大原8000-1	0470-62-3551	0470-63-1297
松戸公共職業安定所	271-0092	松戸市松戸1307-1 松戸ビル3階	047-367-8609(※)	047-703-1770
松戸公共職業安定所野田出張所	278-0027	野田市みずき2-6-1	04-7124-4181	04-7122-9054
成田公共職業安定所	286-0036	成田市加良部3-4-2	0476-27-8609(※)	0476-27-1532

☆船橋、柏労働基準監督署については、ガイダンス後「4」を押して下さい。

※松戸、成田公共職業安定所については、電話を掛けると「番号と#を押してください。」と案内が流れますので、「51#」を押して下さい。

継続検査・定期点検・車両整備等実施予定報告書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長 殿契約業者名
担当者名

継続検査・定期点検・車両整備等実施業務について、下記のとおり実施したいので報告いたします。

実施年月日	登録番号	車名・車種	配置場所
令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日			

1 単価契約項目

項目	実施項目	単価	実施数量	金額	備考
1	継続検査 (1式)				
2	24か月点検 (1式)				
3	12か月点検 (1式)				
4	エンジンオイル交換 (1式)				
5	オイルフィルター交換 (1式)				
6	クリーンエアフィルター交換 (1式)				
7	ブレーキフルード交換 (1式)				
8	冷却液交換 (1式)				
9	フロントワイパーラバー交換 (1式)				
10	発煙筒交換 (1式)				
11	タイヤ交換 (1本)				
12	バッテリー交換 (1式)				
13	出張バッテリー交換 (1式)				
14	パンク修理 (1式)				
合計					

2 単価契約外項目

項目	単位	単価	実施数量	金額	備考
1					
2					
3					
4					
5					
合計					

様式 1
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長 殿

所在地：
名 称：
代表者氏名：

再 委 託 承 認 申 請 書

標記について、下記のとおり申請いたします。

記

件名「令和 8 年度 千葉労働局官用車 繼続検査・定期点検・車両整備等単価契約」

1 再委託業者名称 :

2 再委託業者所在地 :

3 再委託の業務範囲 :

4 再委託金額 :

5 再委託を行う合理的な理由 :

6 その他必要と認められる事項 :

様式 2

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長 殿

所在地：
名 称：
代表者氏名：

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請いたします。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式3
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長 殿

所在地：
名 称：
代表者氏名：

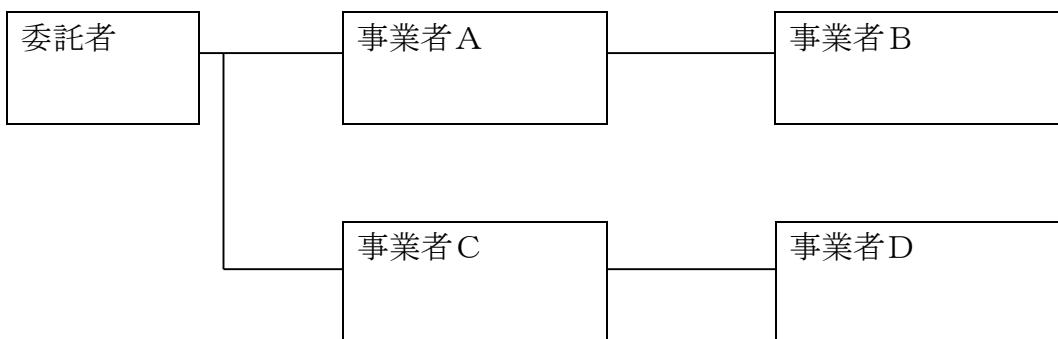
履行体制図

標記について、履行体制について下記のとおり提出いたします。

記

件名「令和8年度 千葉労働局官用車 繼続検査・定期点検・車両整備等単価契約」

	事業者名称	所在地	契約金額	業務の範囲
A				
B				
C				
D				



様式4
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長 殿

所在地：
名 称：
代表者氏名：

履行体制図変更届出書

標記について、履行体制の変更について下記のとおり届け出いたします。

記

- 契約件名：「令和8年度 千葉労働局官用車 繼続検査・定期点検・車両整備等単価契約」
- 変更の内容
- 変更後の体制図

